

# 議会運営委員会記録

令和5年12月19日（火）

開議 14 時 45 分

閉議 15 時 30 分

第4委員会室

## 出席者

〔委員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕牛尾議員

〔執行部〕坂田総務部長、猪狩総務課長、勝手総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、久保田書記

---

## 議 題

1 令和6年3月浜田市議会定例会議の会議予定について

資料1

2 12月定例会議の議会運営委員会で採択された陳情の取扱いについて

3 今後の陳情の審査方法等について

資料2

4 浜田市特別職報酬等審議会の開催内容報告及び答申結果について

資料3

5 その他

(1) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書に係る対応について

資料4

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 14 時 45 分 開議 ]

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。レジュメに沿って進める。

1 令和6年3月浜田市議会定例会議の会議予定について

○柳楽委員長

資料1を見てほしい。説明をお願いする。議会事務局長。

○下間局長

( 以下、資料を基に説明 )

○柳楽委員長

ただいまの説明について質疑等があるか。

○川上委員

予算はいつ出るか。

○下間局長

議会運営委員会するときには議案等が出るが、19日のはずなので、3日前には資料が配信できるようにする。

○川上委員

予算を見てから、あまり日にちがない。

○下間局長

できるだけ資料等配信できるよう準備はしたい。

○柳楽委員長

そのほかにないか。

( 「なし」という声あり )

執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

執行部から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

ではここで、執行部は退席されて構わない。

( 執行部退席 )

2 12月定例会議の議会運営委員会で採択された陳情の取扱いについて

○柳楽委員長

前回6日の委員会で採択した陳情第106号「浜田市議員政務活動費増額の陳情について」と、第122号「陳情の提出に関する陳情について」、この2件について今後の取

扱いを協議する必要があるが、「陳情の提出に関する陳情について」は、この後の議題3で各会派からの意見を伺い、協議を予定している。また、「浜田市議員政務活動費増額の陳情について」は、この後の議題4で協議を予定しているのでよろしくお願いする。

### 3 今後の陳情の審査方法等について

#### ○柳楽委員長

資料2を見てほしい。先ほども申したように前回の委員会で、陳情の提出に関する陳情を採択した。このことについて事前に会派の意見をまとめて報告してもらっており、会派からの意見を集約した資料について皆には事前に確認してもらっていると思う。では各会派から、協議結果について報告いただきたい。

#### ○村木委員

山水海では、次のとおり協議した。まず、これまでの議論で当会派と他会派との合意ができず今に至っているという認識でいる。当会派の考えとしては随時受け付けるということ、また受付後速やかに全てを議員に配付する。基本的には原文のままで、配付を受けた陳情によって、会派または委員会、個人において対応を協議する。このことによって必ずしも委員会としての採択をしない。また、今は定例会議ごととなっているが、定例会議を待たずして協議できることがメリットだと考えている。

受け付けた陳情は公表しない。理由としては原文のままであるためである。もちろん情報開示請求があれば既定の処理、対応に基づいて処理する。

陳情は配付対応が良いという考えは、当会派としてはいまだに持っている。しかし採択の是非を合意できない前提であれば現状のルールを踏襲するのが、これまでの意見を尊重する意味からも妥当と考えている。

ただ、確かに時間を掛けて協議して今に至っているが、当時の協議の場においても、やってみて見直すことは想定されたいと。まさに今そういった時期に来ているのかと思う。

あと、陳情の受付方法におけるメールでの受付可否の検討については、他議会等の状況を情報収集した上で結論を出すべきと考えている。

#### ○大谷委員

超党みらいでは、報告だけということについて一定の理解を示した方もあったが、一応これまでどおりの審査方法を取る前提での話とするが、随時受け付けるにしても現在の陳情書については、願意と理由と資料とが混在した形で出てきているので、これについては願意と理由を必要最小限にさせていただくような形での書式をまとめたらいかがかということである。資料添付については別枠ということで問題はないと思う。これについては、他市議会においてもこういう形を取っているところがあるので、まずは審査するにしても願意や理由がどこにあるのかといったことを明確にした上で出していただくのが良いかと思う。そうした形態が整ってないときには対応しないということで、そのときには次回までに出してもらっても可能なので、そういう対応で

良いかと思う。

2点目のメールでの受付だが、受け付けるやり方や対応について色々と丁寧に論議しておく必要があると思う。やるにしても細かなルール決めの上で。問題が出た上で対応ということもあろうと思うが、想定できる準備は最大限した上での対応が良いと考えている。

#### ○肥後委員

創風会は、陳情方法について今後検討の余地があるということだけである。あとは特段今までと変わりなし。

#### ○柳楽委員長

公明クラブは、現在の基準で何か不都合なことが発生したのかと感じる。発生したかもしれないが、現在のままで良いのではないかというところである。

メールについては、これから請願もメール受付できるようになるのではという話もあったが、どういった形になるのかも詳しく分からないし、そういったものが出てきて検討するのが良いかと思うし、これは慎重に検討するべきかと思っている。

各会派から報告いただいたことについて質問や意見があればお願いします。

#### ○川上委員

他会派から色々な意見が出ているので、これは一度持ち帰らせてもらって皆で見たほうが良い気がする。

#### ○柳楽委員長

そのほかにはないか。今そういった意見があった。引き続き協議を行い、最終的にどうするかを決めていく必要があるかと思うが、すでに3月定例会議の陳情は受付を始めているので、3月定例会議では現状どおりの扱いになろうかと思う。今後何かしら変更が必要となれば、令和6年6月定例会議の陳情受付が始まるまでには一定の方向を出せたら良いかと思う。再度、次回委員会においても引き続き協議を行いたい。本日の協議内容を踏まえて、改めて会派で協議をしてもらいたい。今日出されているものを各会派で共有してもらいたい。

#### ○三浦委員

基本的に会派を代表して来ているので、この場である程度議論を進めていくスタンスのほうが私は良いかと思っている。ただ、この意見を踏まえて持ち帰らないと、もむ必要があれば尊重するが、あくまで会派間の協議の場なので、1回全部持ち帰ってまた出してくるということをやっていると、色々決まることも決められない。意見は申しておきたい。

その上で、持ち帰るに当たり皆に伺いたいのが、我々、山水海は以前から、随時陳情については、対応すべきものは都度対応していくべきではないかということも踏まえて配付の形が色々なメリットがあるのではないかという意見を出してきた。ただ、議会運営委員会の総意として、他会派からは、出てきた陳情は採択・不採択を決めるべきだという多数の意見があったので、それであれば皆の意見も伺いながらそういう形にしようということまで今に至っている。改めて意見を求められたので、会派として

はそう思っていることを再度お伝えする場だと思っているが、配付は少し違うということであれば、先ほど村木委員も言ったが、前提として配付はないということであれば、配付について再度議論する余地があるのかどうかは伺ってみたいのだが。

**○柳楽委員長**

三浦委員から、配付についての議論も含めての今後の検討かという意見があったが、それについて各委員の意見を伺いたい。

**○川上委員**

配付については良し悪し色々あると思うが、本当の意味での配付か、そういうことに関してはなかなか言いにくい。あまり早急に答えを出すのではなく、3回も4回もなるのかもしれないが、やはりある程度もませてもらいたい。そのほうが良いと考える。

**○柳楽委員長**

今の川上委員の意見とすると、配付も含めても良いということか。

**○川上委員**

はい、それで話をしてみたい。そうしないと総体としての話があるので。最終的には陳情はメールだけ、紙だけということになりかねないので。

**○柳楽委員長**

ほかにどうだろうか。

**○大谷委員**

受付の仕方、メールを可とするかどうかという論議と重なるというか、どちらを先にするかによって、配付だけで良いかどうかにも決まってくるので、トータルとして陳情はどうあるべきかという論議になるのではないかとと思っている。

**○川上委員**

山水海では随時受け付けることの検討をと言われているので、それも含めてもう少し、意見を伺った上で考えたい。

**○大谷委員**

随時としたときに、それをどう委員会で対処するかも絡んでくる。そうなると、こういうのが出てきた、これをどうするかという取扱いのために委員会を招集するようなことがもしあるなら、それはそれで何度も、出るたびに委員会を開くとなると対応に時間を要することになる。安易に随時というのも同意しかねる。

**○柳楽委員長**

そういったことも含めて、あまり負荷が掛かり過ぎるのもなかなか難しいかもしれないので、そういったことも含めて検討してもらえたら良いと思う。皆が言われているような部分も含めて検討ということはあるかもしれない。

大体どの会派も、このことについての検討も含めて良いとのことだと思うので、それも含めて会派に持ち帰っての協議ということで、しっかりここに提出してもらっている文面を各会派で共有し検討いただきたい。

### ○三浦委員

超党みらいの意見について、持ち帰って協議するために何うのだが、陳情書のところに「少なくともまた多くもなく必要かつ十分な字数」というのは、何か具体的に、ここには例えばA4、1枚以内にするとか書かれているが、A4の1枚を想定して良いのか。

### ○大谷委員

一応、A4、1枚の中に要点を含めていただく、そのために例えば枠内に収めてもらうなど。コンパクトに分かりやすく伝えてもらいたい。でないと、これまでの陳情審査の中でも、文面のどこに願意があるか非常に分かりにくい例が見受けられた。何をしてほしいのかは明確にしてもらいたい。これまでも、「検討してもらいたい」というのが推進なのか反対なのか分かりにくいので、どの立場でどうしたいのかは明確に示していただくのがこちらも審査しやすい。

### ○柳楽委員長

それでは会派に持ち帰って協議いただくということで、よろしく願います。事務局から、本日の意見を反映させた報告様式をメールで送るので、期日までに会派ごとに報告をお願いします。締切りは1月26日金曜日正午としたい。よろしく願います。ちなみにその日は産業建設委員会の開催日である。

## 4 浜田市特別職報酬等審議会の開催内容報告及び答申結果について

### ○柳楽委員長

資料3を見てほしい。事務局から説明をお願いします。議会事務局長。

### ○下間局長

資料を見てほしい。こちらは、すでにLINE WORKSで議員にお知らせしているが、特別職報酬等審議会から市長へ答申があり、議会側へ報告があったので説明する。

今年度の特別職報酬等審議会は10名の委員で構成され、7月、9月、11月の3回開催され、12月13日にこのとおり答申がなされた。

1ページ目、答申内容である。1番と2番、市長と副市長及び教育長の給料の額と浜田市議会議員の議員報酬の額。こちらは二つとも現行どおり据置きという答申内容である。これらいずれも山陰他市及び類似団体と比較して著しく低い水準とも言い切れないという理由からの現行据置きである。議員報酬については記載のとおり、通年会期であるとか、会議開催の増、定数削減によって議員活動の負担が増加傾向にあることはご理解いただいているが、現行どおり据置きである。

3番目の期末手当の役職加算を見てほしい。100分の15は100分の40に復元改定するものである。合併直後の平成18年度に当時の財政状況を鑑みて、100分の40から100分の15に減としたものだが、財政状況の改善や他市との均衡も考慮して今回合併当時に復元改定するものである。

4番目、期末手当の支給月数についても現行の支給月数より0.1月増の復元改定するもので、こちらも合併当時は国に合わせた支給月数としていたが、平成19年度から引

き下げを行い、現状でも国水準より0.1月低い支給月数となっているので、今回財政状況の改善が図られたことから0.1月増の復元改定をするものである。補足だが、本日のところで人事院勧告による期末手当の支給月数3.2月から3.3月に可決されたので改正されている。この答申にはこの人事院勧告分を反映していないため、この答申どおりまた改正することになれば、ここからさらに0.1月増となる。

5番目、浜田市議会議員の政務活動費の額について。現在年額10万円を、年額24万円に増額改定するという答申である。改定理由としては記載のとおり、他市と比較しても低い状況にあり、議員活動活性化に支障が出ているものと思慮する。令和元年の審議会での答申内容を踏まえ、議会内での支給対象経費や使途基準等の検討状況を確認した結果、十分な調査研究活動などができるよう増額改定が適当であるとの結論に至った。額については山陰他市及び全国的な支給事例を踏まえ判断したというものである。こちらについては6番目に書いてあるように、付記事項として2項目意見が付いている。1項目目を要約すると、政務活動費については各議員によって執行率に隔りがある。市政に反映させる活動や住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として交付されるものであることから、積極的な活用をお願いするということである。2項目目は、使途基準の公正性、透明性の確保は客観的にも評価できる。一方で政務活動費の効果的・効率的な運用が図られるよう、支給要件等について検討されたい。また特に視察や研修については、それがどのように議員活動に反映されたか分かるよう、さらに検討をお願いする。以上のように附帯意見のようなものが付いている。

以上が答申内容の概要である。こうした答申が出たが、これらの件については市長から審議会に諮問され、審議会の中でしっかり議論をいただいてこうした答申がされたものだから、その内容はやはり尊重されるものだと思っている。

答申の3番と4番の、期末手当の役職加算と支給月数の改正については、議員等特別職と同様の改正であるため、こちらの条例改正をする場合は執行部提案の条例改正を予定している。3月定例会議での提案になるが、この答申どおり準備を進めてもらうことで良いかを、この後、委員長から皆に諮ってもらいたい。当然だが議員の皆による条例改正の可否が、3月定例会議での採決になる。あくまで本日は、この答申について議会側としても内容を受け止め、容認したという意味決定をいただき、準備を進めさせてもらっても良いかというところである。

5番目の政務活動費の額の変更について。こちらを変更する場合は政務活動費の交付に関する条例の改正が必要になり、執行部提案ではなく議会側、議会運営委員会での提案になる。こちらも同様に審議会の答申結果は尊重されるものだと思うが、審議会でも本当に多くの意見、かなり厳しい意見も正直いただいたところである。そういった審議会での様々な意見は、議会としてもしっかり受け止め、それらを踏まえて条例改正を行っていく必要があるかと思うので、フォルダの中に報酬審議会の会議録や資料も一緒に入れさせてもらっている。今配信したが、これは審議会1回目の会議資料と会議録である。3回分をタブレットに入れているが、こちらは浜田市ホームペ

ージ上でもすでに公開されている。審議会には3回とも私と次長が出席し、必要に応じて資料を作成し説明を行い、委員からの質疑にも回答してきた。こういった審議会での会議内容については、しっかり内容を見てもらいたいのだが、特に確認してもらいたい審議会の意見については、会議録内に黄色のラインマーカーを入れているので、そういったところもしっかり見ていただきたい。

7月に行われた第1回目は、報酬や政務活動費について他市との比較一覧や、令和4年度の政務活動費の実績一覧を資料として出している。また、6月に議員に回答してもらったアンケートの集計結果なども資料として出ている。こういった資料を基に意見をもらっている。1回目ということで主には資料説明、資料に対する質疑であり、特にそこまで踏み込んだ意見はなかった。

9月に開催された第2回目は、地域環境が似通った自治体の報酬一覧や、コロナ禍前である平成30年度の政務活動費実績一覧を資料として提出している。今配信した浜田市議会議員の活動内容及び実績という資料を事務局で作成し説明させてもらった。こちらは、議会や議員の活動について何か客観的な数値で表せるものはないかと考え、こういった会議等の開催日数や一般質問の数、議会改革度調査での全地方議会における浜田市議会の位置付けということで、議会改革度調査における過去からの順位推移。今年は全国で37位だったことなどもあえて報告させてもらった。次ページは、前回の答申を踏まえて政務活動費の使途基準等について、特別委員会で検討した内容をまとめたものを渡した。こうした資料から、いくらか浜田市議会が客観的に評価されていることへの理解は進んだものと思う。審議会会長からも、こうした活動や高い評価を受けていることについては知っておくべき内容であるとの言葉をいただいた一方、委員からは、そういった評価が実際は市民に伝わってないのではないか、市民生活に反映されていないという意見もあった。2回目については、委員からかなり質疑も出ていたし、厳しい意見もいただいているので、会議録はまたしっかり見ていただければと思う。

11月に開催された3回目の審議会は、具体的な金額についての検討を行っている。特に政務活動費については、最終的に24万円という大変大きな増額の答申をいただいた。議論の中では、使っていない議員も多いので増額は不要なのではないかという意見や、厳格に使途基準を作っているのだからしっかり活用される議員のためにも増額が必要であるといった意見、目的・効果をしっかり考えて今後の議員活動に期待を込めてといった発言もあった。政務活動費については特にそういった審議会での議論の経緯や内容を、全議員にしっかり見てもらった上での条例提案をお願いしたい。各会派、全ての議員に伝えていただくようお願いする。

#### ○柳楽委員長

説明が終わったが、委員から確認や質問等はあるか。

#### ○芦谷委員

「市民の報酬審議会の厳しい視線があるので」との附帯意見だが、これを具体的に検討する場合は議会運営委員会か。

### ○下間局長

こちらも後で委員から意見を聞きたいと思っていた。議会運営委員会でやるのも良いし、議会改革推進特別委員会では現在ガソリン代の計算方法について検討中なので、議会改革推進特別委員会内ということでも良いかと思う。そこは委員長から諮っていただければと思う。

### ○芦谷委員

差し支えなければ、この場で。持ち帰りになるだろうか。いずれにせよ早い段階でこれを議論する舞台を決めたほうが良い。

### ○柳楽委員長

今からこの答申どおりに準備を進めるかどうか皆に意見を伺うのだが、それとは別のところで、付記事項については検討するということが良いか。

( 「はい」という声あり )

そういうことで。ほかにはないか。

### ○川上委員

いずれにせよ議員は、議会の活動に対して多くの理解を得ているとは思えない。議員として本当に市民のためになっているかどうかを明確に出す。そうしないと評価してもらえないと思う。政務活動費で勉強したなら、その勉強をどう反映したか明確にしたほうが良い。私はそれよりも市民の活動のためにもっと使っているとなると、議員として発言し、市の姿勢をただすほうが正解だと思っている。より一層活動して、もっと報酬を上げて良いから頑張れという方向にしたい。今回については評価するので、これを出してもらいたい。

### ○柳楽委員長

ほかには。牛尾議員、どうだろうか。

### ○牛尾議員

委員外議員なので最後に発言させてほしい。前回の報酬審議会でも、報酬を上げてほしいというお願いも、オブザーバーで出たときに意見を発表させてもらった。そのときには、議会総体の枠は変えず、その中で上げるなら良いと。要するに定数を下げたら上げると、暗にそういう話が上がった。

それなのに今回については、報酬は据置き、それ以外はどうも事務局長と次長に頑張ってもらって、政務活動費の大幅アップ。非常に評価している。

今までの報酬審議会については、ほぼ答申が出ると市長からこちらへ来て、ほぼ受けるということだった。ただ1回、物価がすごく上がっているのに報酬審議会の結果が5千円しか答申が出なかったとき、議会運営委員会で諮ってお断りした例が一度あった。

今回不思議に思っているのだが、全国平均より少し安いから0.1月上げるというのが、人事院勧告以外に0.1月上げるとするのは初めて聞いたので、もう少し分かりやすく言えばどうなるのか。今までだと3.2月だから人事院勧告分が0.1月あるから、新年度が3.3月。もう0.1月上げるといような答申が出たのは初めてだと思う。どうい

う根拠から出てきたのか。

○下間局長

報酬審議会の答申は、現状よりも0.1月上がるというもので、今回条例改正して3.2月から3.3月になったので、そこから0.1月増になる。あくまでも答申は現状から0.1月である。

○牛尾議員

するともう0.1月は、3月定例会議で増やすのか。

○下間局長

はい。答申どおりの条例提案をするのであれば、3月に条例提案をして、さらに0.1月増で。今回改正したので3.3月が3.4月になるのが令和6年度から。

○牛尾議員

要するに、下がるときは3.4月がベースで、今度は0.1月下がると。理解した。

○柳楽委員長

ほかには良いか。

( 「なし」という声あり )

では、説明があったように本日は2番から4番の、議員報酬額、期末手当の役職加算、期末手当の支給月数について、この答申を受け止めて答申どおり準備を進めていくということで良いかどうか、皆にお諮りしたい。この答申どおりに進めるということで良いか。

( 「はい」という声あり )

ということでお願いする。答申5番の政務活動費については、審議会での議論の内容を議員全員がしっかり確認した上での条例提案が必要だと思う。また先般、政務活動費増額の陳情を採択しているの、このことも踏まえて検討したい。各会派でも協議していただき、答申どおりの条例提案とするか、付記事項への対応をどのようにしていくかについて、次回の委員会において意見をいただきたい。条例改正する場合の提案は議会運営委員会から行い、当初予算計上も行うことになる。次回の委員会では答申案に基づいた条例案を事務局から提示してもらい、本委員会から提案することについて委員に諮らせてもらいたいので、ご承知おき願う。

委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

## 5 その他

### (1) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書に係る対応について

○柳楽委員長

資料4を見てほしい。事務局から説明をお願いする。議会事務局長。

○下間局長

こちらは前回と同様の資料で、全国市議会議長会から議員の厚生年金への加入を求める意見書を採択していない市議会については、なるべく早期に意見書などを可決

してほしいという依頼通知で、前回の委員会では頭出しの形での説明をさせてもらった。全国市議会議長会から関係資料の送付後に再度協議をお願いするという話をさせていただいた。今回12月13日付で関係資料の送付があったので情報提供させていただく。添書の次を見てほしい。厚生年金への地方議会議員の加入に係る基本的な論点ということで、Q&A形式で全9項目について記載されている。一つずつの説明は省略させてもらうが、問7は具体的に関係するので説明する。

地方議会議員が厚生年金に加入すると、年金保険料はどのくらいになるのか。今は報酬月額40万円のところに議員負担、事業主負担、それぞれ年額60万8千円と記載がある。浜田市議会と大体似通った金額ではあるが、当市で言うと通常の議員報酬は35万円なので、今の厚生年金の掛け金率で試算すると、毎月約3万3千円。期末手当時に約7万6千円の掛け金を、各議員の報酬から引き去り、年間約55万円の掛け金という試算になるかと思う。同時に同額55万円を事業主である浜田市が負担することになる。また、正副議長は報酬額が異なるので、これより掛け金、負担金が必要になる。浜田市議会全体で言うと、現在議員数21名なので、年間1200万円弱の負担金を市としても支払わないといけなくなる。以前あった地方議会議員の年金制度、平成23年6月に廃止になったが、現在もその給付を受けている議員がおられるので、給付費負担金として全国の地方公共団体は今も負担金を支出している。浜田市でも令和5年度の負担金として、今の議員数21人で言うと年額で約2800万円を支出している状況である。廃止になった年金制度の負担金率は毎年減っていくので、令和6年度にはまた少し下がった金額になるかと思うが、今回あるように議員が厚生年金に加入すると、合計約4千万円近い額が市負担になるという現実的な問題もある。

こういった資料をしっかりと読んでもらいつつ、もう一つ参考に配信しているのが、こちらは逆に厚生年金の加入に反対をされている市議会の意見書である。反対理由としての考え方の参考になると思ったので、こちらも情報提供させてもらった。

全国市議会議長としては、議員に厚生年金を適用することによって議員活動を続ける環境を整えて、そのことが多様な人材の市議会への参画を促す上でも重要なことであるということから、各市議会へ、国に意見書を提出してほしいと言っている。一方、先ほど言ったように財政負担もあるため反対している市議会もある。今後浜田市議会としてどのように対応していくかを、いま一度考えてもらいたい。

### ○柳楽委員長

委員から確認することや質問はあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは関係資料を基にまずは会派で協議いただき、改めて本委員会で浜田市議会としての対応を協議していきたい。次回までに会派で意見をまとめてもらいたい。次回、各会派の意見を伺いながら改めて協議したい。ご承知おき願う。

ほかに委員から何かあるか。

### ○川上委員

いつまでか。

○柳楽委員長

次回までをお願いします。ほかにはないので、次回の議会運営委員会の日程を調整したい。2月6日火曜日に全員協議会が開催されるので、その終了後から全員協議会室で開催したいと思うがいかがか。

( 「異議なし」という声あり )

では次回の議題として、浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費見直しについてと、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書に係る対応について協議したい。お願いします。

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有いただくようお願いする。それでは以上で議会運営委員会を終了する。

[ 15 時 30 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 柳楽 真智子